



平成 20 年 5 月 13 日

各 位

会社名 富士紡ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 中野光雄
(コード番号:3104 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 三木康史
(Tel: 03-3665-7612)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 188 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の意思決定機能を強化し、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の員数を 16 名以内から 9 名以内に減員することとし、現行定款第 21 条を変更するものであります。
- (2) 取締役会の機関運営に柔軟性を持たせるため、あらかじめ取締役会において定めた取締役が取締役会の招集権者及び議長になることとし、現行定款第 25 条を変更するものであります。
- (3) 社外取締役及び社外監査役として有能な人材を招聘し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定として、第 32 条（社外取締役の責任限定）、第 43 条（社外監査役の責任限定）を新設するものであります。なお、第 32 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日 (金曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上

別紙

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は、<u>16</u>名以内とする。 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>が招集し、議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p><u>(社外取締役の責任限定)</u></p> <p>第32条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>第41条 (新設)</p> | <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>第42条 <u>(社外監査役の責任限定)</u></p> |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条 (省略)</p> <p>第45条</p> | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>第47条</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------------|---------------|
| 第 7 章 計 算 | 第 7 章 計 算 |
| 第 <u>46</u> 条 | 第 <u>48</u> 条 |
| (省略) | (現行どおり) |
| 第 <u>49</u> 条 | 第 <u>51</u> 条 |

以上